

令和4年度 保育施設利用調整基準表(基準点)

＜保育施設利用調整基準表の考え方＞

- ・「基準点」、「調整点①」、「調整点②」を合算した「利用調整基準点」が高い順に入園内定を行います。
- ・「利用調整基準点」が同一点数の場合、以下の優先段階により総合的に判断します。

優先段階	内容
第1段階	基準点の高い世帯
第2段階	基準点と同点の場合は、①災害復旧 ②不在 ③疾病・負傷 ④障がい ⑤就労 ⑥親族の介護 ⑦就学 ⑧出産 ⑨求職 の順を適用
第3段階	ひとり親家庭(親族等が同地番に居る場合より居ない場合を優先)
第4段階	養育している小学生以下の子どもが多い世帯
第5段階	利用者負担額の階層低位順(階層が同一の場合は算定市民税の額の低い順)
第6段階	家庭の状況を総合的に考慮した結果、より保育の必要性があると認められる申込児童

＜基準点の考え方＞

- ・申込締切日までに提出した書類等により審査します。
- ・申込締切日までに必要添付書類が未提出の場合は、選考対象外とします。(受付できません。)
- ・同一の保護者が複数の区分に該当する場合は、高い点数を適用します。
- ・就労内定者(10/15以降内定者)は、基準点数が1点減されます。
- ・自営業等の保護者で、申告者及び事業専従者以外の場合は基準点数が3点減されます。
- ・14において、身体障害者手帳等を複数有する場合は基準点数が1段階上がります。
- ・17、18において、看護を必要とする者が身体障害者手帳等を複数有する場合は基準点数が1段階上がります。

【基準点】 保護者の状況

区分	番号	基準要件		基準点数
		R4年度版(新様式)就労証	(旧様式)就労証	
就労	1	月180時間以上の就労を常態(休憩時間を含む)	月160時間以上の就労を常態	20
	2	月160時間以上の就労を常態(休憩時間を含む)	月140時間以上の就労を常態	19
	3	月140時間以上の就労を常態(休憩時間を含む)	月120時間以上の就労を常態	18
	4	月120時間以上の就労を常態(休憩時間を含む)	月100時間以上の就労を常態	17
	5	月100時間以上の就労を常態(休憩時間を含む)	月80時間以上の就労を常態	16
	6	月64時間以上の就労を常態		15
	7	内職で月64時間以上の就労を常態		14
求職活動	8	求職活動により家庭保育が困難		10
出産	9	出産又は出産準備、休養を要する期間		18
疾病・負傷	10	1ヵ月以上の入院又は入院見込み、常時病臥の状態		20
	11	精神性疾患、感染症疾患、難病指定の病気		18
	12	上記以外で、1ヵ月以上の加療を要する		15
障がい	13	身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1～2級		20
	14	身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級		18
	15	身体障害者手帳4級以下		15
同居親族の看護	16	病院等の指示により、1ヵ月以上の付き添い必要		20
	17	要介護3～5、身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、難病指定による病気		18
	18	要介護1～2、身体障害者手帳3～4級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2～3級		15
	19	上記以外で、介護・看護が必要と認められるもの		10
就学	21	学校等への就学(職業訓練校における職業訓練を含む)		18
災害復旧	20	火災、地震、風水害等により被害を受け、その復旧作業に従事する場合		25
不存在	22	死亡・離別・行方不明・拘禁など		25
その他	23	児童福祉の観点から、市長が特に保育の必要性が高いと判断した場合		※

＜調整点の考え方＞

- ・申込締切日までに提出した書類等により審査します。
- ・番号に該当する調整要件を調整点として、基準点に加点・減点します。
- ・同番号内に複数の調整要件がある場合は、該当する調整要件のいずれかひとつを適用します。
- ・同一の保護者又は祖父母が複数の区分に該当する場合は、高い点数を適用します。
- ・【調整点②】祖父母の状態の考え方は基準点の考え方を準用します。

【調整点①】世帯の状況

区分	番号	調整要件		調整点数
世帯状況	1	世帯の状況	児童福祉の観点から、児童相談所等が緊急に保育の実施を必要と認めた場合	10
			生計中心者の失業(自主的失業は除く)により、就労の必要性が高い場合	10
			生活保護世帯の場合	10
	2	ひとり親世帯	親族等と非同居の場合	10
			親族等と同居の場合	8
			離婚調停中の場合 ※調定通知書などの調定資料必要	8
3	単身赴任	保護者が単身赴任中の場合(祖父母等が非同居)	3	
		保護者が単身赴任の場合(祖父母等が同居)	2	
保護者の就労状況	4	勤務継続期間	申込前の同一事業所での就労期間が1年以上の場合	1
	5	産休・育休明けの復職	産休明け、育休明け予定者(4月～6月入所は、一次選考の申込期限以降から入所希望月中の復帰を含む。)	2
	6	産休・育休明けの就労形態	産休・育休明けに正社員として復職される場合(産休・育休取得前に正社員である場合に限る。)	1
	7	保育士等 (※1 復職時に限る。)	特定教育・保育施設等で勤務する保育士、幼稚園教諭、保育教諭の場合※1 ※常勤又は常勤に準ずる者(1日6時間以上かつ月20日以上勤務)	15
	8		特定教育・保育施設等で勤務する保育士、幼稚園教諭、保育教諭の場合※1 ※上記No7以外の場合	10
	9		市内の公営放課後児童クラブで就労する場合	10
児童等	10	障がい児童 (※2 保護者を含む)	申込児童が身体障害者手帳等の交付を受けている(障害児保育実施施設に限る。)	5
	11		申込児童の兄弟姉妹が身体障害者手帳等の交付を受けている。※2	3
	12	同時入所	入所時に兄弟姉妹が同一園(1号認定含む)に在園している	5
	13	同時申請 (※3 入所決定の場合に限る。)	3歳以上の多胎児又はきょうだいと同時に利用申請する(2歳児以下のみ適用)※3 上記以外の多胎児又はきょうだいと同時に利用申請する	10 5
	14	第3子以降	菊川市第3子保育料無償化及び第3子副食費無償化制度に該当する児童	5
保育状況	15	地域型保育事業の利用児童が、受託年齢満了により地域型保育事業を卒園する場合(2歳児のみ適用)		10
	16	市内認可外保育施設の閉鎖又は認可施設への移行により、他の保育施設(認可施設への移行の場合は同保育所に限る。)への入所を希望する場合。(菊川市民に限る)		5
	17	保護者の就労等により、認可外保育施設等に預けている場合		5
	18	きょうだい同園利用希望による、幼稚園、特定教育・保育施設、地域型保育事業実施施設からの転園の場合		3
	19	菊川市の支給認定(2・3号認定)を受けた者で、市外の特定教育・保育施設、地域型保育事業実施施設からの転園の場合		3
	20	市内認可保育所又は認定こども園からの転園(兄弟同園利用希望のための転園及び1号から2号への切り替えを除く)		-3
その他	21	保育料、一時保育利用料、放課後児童クラブ利用料を滞納している。(卒園児も含む。)		-20
	22	申込児童の住所が菊川市外の場合(入所予定日の前日までに住民票の移動が可能な転入予定者を除く。)		-20

注:※2の「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、保育を必要とする旨が記載された医師の診断書」の写しを添付

<調整点②の考え方>

【調整点②】祖父母の状態

区分	番号	調整要件		調整点数		
祖父母	23	児童と別居している		0		
	24	児童と同居しているが65歳以上		0		
	25	児童と同居していて65歳未満		-5		
	上記25の状態であっても、添付資料で次の状況が確認できる場合は以下の該当に応じた点数を加算する。					
	26	就労	R4年度版(新様式)就労証	(旧様式)就労証	5	
			月140時間以上の就労を常態(休憩時間を含む)	月120時間以上の就労を常態		
			月64時間以上の就労を常態			3
			上記以外での就労を常態			1
		求職	求職活動中		1	
			疾病	1カ月以上の入院又は入院見込み、常時病臥の状態		5
				精神性疾患、感染症疾患、難病指定の病気		3
		上記以外で、1カ月以上の加療を要する		1		
		障がい	身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1～2級		5	
			身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級		3	
	身体障害者手帳4級以下		1			
	要介護		5			
	同居親族の介護	1カ月以上の入院又は入院見込み、常時病臥の状態		5		
精神性疾患、感染症疾患、難病指定の病気		3				
要介護3～5、身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1～2級		5				
要介護1～2、身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳3級		3				
身体障害者手帳4級以下		1				
上記以外で、介護等が必要な者の介護等を常に行っている		1				
上記のいずれにも該当しない				0		